

耐震改修に係る固定資産税の減額措置

(適用期限：～令和13（2031）年3月31日)

昭和57年1月1日以前から所在する家屋に対し、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行った場合について、翌年度分の固定資産税が**2分の1**に減額されます。

(当該住宅が、耐震改修工事の完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には、**2年度分が2分の1**に減額されます。)

減税の適用を受けるための要件

- ①昭和57年1月1日以前から所在する家屋であること
- ②現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
- ③耐震改修工事費が、50万円（税込）を超えていること
- ④店舗等併用家屋の場合、床面積の2分の1以上が居住用であること
- ⑤改修工事を令和13年3月31日までにやっていること

適用を受けるために必要なこと

工事完了日から3ヶ月以内に、以下の書類又はその写し等を当該家屋が所在する市区町村の窓口へ提出。

- ①固定資産税減額申告書
- ②工事請負契約書の写し
- ③耐震改修の費用が確認できる書類
- ④増改築等工事証明書※1、住宅耐震改修証明書※2または住宅性能評価書※3

※1 増改築等工事証明書は、1)登録された建築士事務所に属する建築士、(2)指定確認検査機関、(3)登録住宅性能評価機関、(4)住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行。

※2 住宅耐震改修証明書は、地方公共団体の長が発行。

※3 住宅性能評価書は、登録住宅性能評価機関が発行。

上記資料に記載の必要な書類に加えて、以下の書類を添付してください。

○工事明細書

○建物図面（平面図・立面図等）

○改修工事部分の写真